

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

「難病の患者に対する医療等に関する法律」について②

前号に引き続き、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の内容をご説明します。

前号では「月額自己負担限度額の変更」について説明しました。

今号では「指定医療機関・指定医制度」「対象疾患の拡大」についてご説明します

【指定医療機関、指定医制度】

・新規で申請される場合や、新たな医療機関等での受診を希望される場合は、新制度では「指定医療機関」のみ申請することができます。

・医療機関（病院、診療所）、訪問看護事業所だけでなく、院外処方で利用する薬局も申請していただく必要があります。

○指定医療機関について

・平成27年1月1日以降は医療費助成の対象となる医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）は都道府県が指定した「指定医療機関」に限定されます。

・指定されていない医療機関等で受診した際の医療費については医療費助成の対象となりません。

これまでは

患者さんが希望する医療機関を申請することによりいずれの医療機関でも医療費助成の対象
⇒新制度

都道府県が指定した指定医療機関等（医療機関、訪問看護事業所、薬局）のみ医療費助成の対象となります。 ※指定されていない医療機関等の場合は償還払いの請求もできません。

○指定医について

・新制度で新規に申請される場合、臨床調査個人票を記載できるのは都道府県が指定した指定医に限定されます。

これまでは

患者さんの診療をしている医師であれば、誰でも臨床調査個人票の記載が可能
⇒新制度

都道府県が指定した医師（指定医）のみ、臨床調査個人票の記載が可能になります

【対象疾患の拡大】

・難病の中で医療費助成の対象となる疾患が現在の56疾患から約300疾患に拡大されます。

平成27年1月1日からは110疾患が対象となっています。

（詳しくは地域連携室までお尋ねください）

夏ごろにはさらに疾患が追加され約300疾患が指定難病として決定される予定です。

（裏に続く）

- ・新制度における認定基準では、それぞれの疾患の特性に応じた重症度分類が設定されます。現行制度では認定されていない患者さんであっても、新規申請された場合、新たに設定された認定基準を満たさず、医療費助成の対象者として認定されない場合があります。

詳しくは地域連携室医療ソーシャルワーカーまでお気軽にお声かけください！

特別養護老人ホームの申込み基準が変わりました

平成 27 年 4 月 1 日から、介護保険制度改正により要介護 3 から要介護 5 の認定をお持ちの方が利用できるサービスとなりました。しかし、要介護 1 または要介護 2 の方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由（以下、四角内）がある方も特例で利用できます。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により心身の安全安心の確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

詳しくは担当ケアマネジャー、当院地域連携室までお尋ねください。

「地域連携室」のご案内

正面玄関入りすぐ左（売店の向かい側）に「地域連携室」があります。

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと・・・などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。

例えば・・・

「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」

「社会福祉制度や介護・施設のこと」

その他「誰に相談してよいか分からないこと」・・・など

■ご相談をご希望の際は地域連携室までお越しいただくか、1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。また、お電話でのご相談もお受けしております

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

☆新しいメンバーが加わりました！！☆

4 月より、医療ソーシャルワーカーの横田 法律（のりつね）が加わりました。

「皆様にとって少しでもお力になれるよう頑張ります。よろしくお願いします。」

◇以下の 3 人で皆様のご相談に対応いたします◇

医療ソーシャルワーカー：岡村、田附、横田

